

秋

岐阜市地域包括支援センター
北 部 だより

知っておきたい ～成年後見制度～

高齢になると、判断能力の低下などのため、重要な契約手続きや財産管理などすべてを一人で行うことが難しい場合があります。

「できるだけ自分でしたいけど、不安なときや困ったときには、誰に何を相談すれば良いのだろう？」 そのような不安や疑問はありませんか？

ひとり暮らしで、頼れる家族
が近くにいない…
この先どうしよう？

お金の管理や難しい手続き
を手伝ってほしいけど…
誰にお願いしたらいい？



成年後見制度の利用を考えてみませんか？

成年後見制度は、判断能力が十分ではない方を法的に支援する制度です。
後見人等はその人の意思を尊重し、心身の状態や生活の状況に配慮しながら、

ご本人の権利を守るお手伝い をします。



★法定後見制度★

- ・判断力が低下したときに、家庭裁判所に申立てをします。
- ・状態に応じて、支援の段階が区分(補助・保佐・後見)されます。

★任意後見制度★

- ・元気なうちに、将来判断能力が低下した場合に備えて、後見人になる人を選んで契約しておきます。

成年後見制度を利用することで、必要な介護サービスを受けたり、不利益な契約を防いだりすることができます。(詳しい説明は、岐阜市地域包括支援センター北部 まで)

もしかしたら？

と思ったら、迷わずご相談ください。

急速な高齢化の進展に伴い、「高齢者虐待」は、どこの家庭にも起こりうる身近な問題となっています。また、高齢者が危険な状態に陥っていても、虐待の自覚がないことも多く、高齢者のためになると思ってしていることが虐待につながることもあります。

こんなことが **高齢者虐待** です

【暴力を加える】

- ・叩く、つねる、蹴る
- ・無理やり食事を口に入れる
- ・ベッドに縛る、外からカギをかけて閉じ込める



【精神的な苦痛を与える】

- ・怒鳴る、ののしる、無視、悪口を言う
- ・子ども扱いをする



【世話をしない】

- ・入浴しておらず、悪臭がする
- ・水分や食事を十分に与えない
- ・必要な医療や介護サービスを受けさせない



【金銭や財産を勝手に使う】

- ・必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・必要な費用を支払わない



【性的な行為を強要する】

- ・懲罰的に下半身を裸にして放置する

このような方を見かけたら、**ご連絡ください**

- 家の中から家族の怒鳴り声や高齢者の悲鳴、物を投げる音や壊れる音が聞こえる。
- 暴力を受けている、怒鳴られる、年金を取られるなどと訴えている。
- あざや傷があるのに、理由を聞いてもはっきりしない。
- 高齢者の服が汚れていたり、入浴している様子がない。

連絡・相談 窓口



連絡者の秘密は守ります。

「もしかして？」でかまいませんので、
ご連絡下さい。



～高齢者の総合相談窓口です～

岐阜市地域包括支援センター北部

住所 岐阜市南蟬2丁目122番地
北川ビル1階

開所日 月～土（日・祝日・年末年始は休み）

開所時間 9時から17時

（開所時間外の緊急時の相談は転送電話で対応します）

電話 (058) 295-4510

FAX (058) 295-7014